

令和２年６月１９日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年6月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年6月19日（金）午後1時30分～3時12分

2. 開催場所

北塩原村コミュニティーセンターホール

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中6名出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

- ・別段面積の設定について（空き家バンク登録物件に付随する農地）
- ・令和3年度農業施策に関する要望事項の検討について

第5 提出議案

議案第1号

現況確認証明申請について

議案第2号

買受適格証明申請について

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- ・番号1番～3番 使用貸借権設定

第6 その他

- ・北塩原村農業会社設立に関する概要等について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7

名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、4番、二瓶睦夫委員、5番、蓮沼喜久雄委員委員の兩名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会6月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、7月17日、北塩原村農業委員会総会7月定例会を集会室1・2で開催いたします。なお、事前案内となりますが、こちらに新農業委員さんの辞令交付式と臨時総会を7月20日に開催と記載しておりますが、村長の日程の都合等、諸々の事情により大変申し訳ございませんが、翌日の21日に日程をずらして開催させていただきたいと思いますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。また、8月3日には、新しい農地利用最適化推進委員さんの委嘱状交付式を開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。1点目、「別段面積（下限面積）の設定について」、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。別段面積（下限面積）の設定について、説明いたします。次の農地法第3条第2項第5号の規定により、北塩原村農業委員会が定める別段面積（下限面積）について、意見を求めるものでございます。まずは、1番、当村の別段面積の設定状況についてですが、大字桧原の区域は10a、それ以外の区域は30aと設定しております。こちらにつきましては、先月5月の定例総会において、このまま変更はしないということで委員の皆様協議・決定していただいております。今回は、その後の令和2年6月2日付けで村長より、村の空き家バンク登録物件に付随した農地を限定としまして下限面積の引き下げを検討してほしいと要望がなされましたので、今回、協議事項として提出させていただきました。2番、今回、新たに設定する別段面積（下限面積）の内容についてでございますが、今ほど申し上げましたとおり、現行の別段面積の変更は行わず、新たに空き家に付随した農地に限定した別段面積の設定を行うことといたします。設定地域ですが、あらかじめ北塩原村空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が一筆ごとに指定した農地とし、設定面積については、0.1a（10㎡）といたします。空き家に付随した農地ですが、当該空き家と同一行政区内に所在することを原則としまして、もし同一行政区内でない場合は空き家からおおむね1km以内に所在することを条件といたします。続いて3番、設定理由及びその他の条件等についてでございますが、設定理由（根拠）としましては、家屋と独立した売買や貸借が難しい空き家に付随した農地について別段面積を引き下げることで、農地付き空き家の有効活用を促し、新規就農の確保や遊休農地の解消につなげることを目的としまして、近隣市町村の喜多方市さんや猪苗代町さんの別段面積を参考に設定いたしました。続いて、その他の条件（適用条件）についてですが、①今回は、遊休農地解消につなげることを目的の1つにしておりますので、空き家に付随した農地のすべて又は一部の遊休化している若しくは今後遊休化のおそれがあり、かつ、農地の所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないことといたします。②原則、空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること。③権利取得後、利益目的等で短期間で売買等を防ぐため、5年以上の耕作を誓約するよう誓約書の添付を義務付けたいと思います。続きまして4ページをご覧ください。初めに訂正をお願いします。最初の題名が北塩原村空き家の付随した農地取扱フローチャートとありますが、空き家「の」ではなく、空き家「に」になりますので、「の」を「に」に訂正してください。それでは、空き

家に付随した農地を取得する場合の流れを簡単に説明させていただきます。空き家に付随した農地の所有者は、初めに空き家バンクに空き家の登録をします。こちらの担当課は総務企画課企画室になります。空き家の登録が完了しましたら続いて農地の登録になりますが、農業委員会の事務局に空き家に付随した農地指定申請書を提出していただき、書類等に不備がなければ申請書に基づく現地調査を担当地区の農業委員さんに依頼しますので、担当委員さんは現地確認をお願いいたします。委員さんの調査結果を基に総会で審査をし、指定・未指定の決定を行いまして、指定の決定がなされた場合は事務局で公示を行い、申請者及び担当課へ結果報告をいたします。その結果報告を受けて企画室の方で空き家バンクに農地情報を追加することとなります。ここまで完了して、初めて農地法第3条の申請ができるようになります。大きな2番、農地売買等の申請方法についてでございますが、農地の譲受人が北塩原村の下限面積をクリアしていれば、いつもどおりの流れで第3条の許可申請書を5日までに提出していただいて、総会に諮り、許可書の発行となります。クリアしていない場合は、点線の□で囲われたところをご覧いただきたいのですが、遊休農地の解消や定住促進を図るための北塩原村空き家バンク制度を介しての農地取得希望者のみを対象としまして、購入した農地の遊休化を防ぐために誓約書など、こちらに記載の書類を添えて農地法第3条の許可申請をしていただくこととなります。その後は、いつもと同じ流れで総会で許可・不許可の判断をしていただくようになります。流れは以上となりますが、5ページから11ページに別段面積の取扱基準と関係様式、12ページには会津地域の別段面積の設定状況、13ページには会津地域以外で、空き家に付随した農地の下限面積を設定している市町村の一覧を載せております。また、14ページには農地法より抜粋した別段面積に関する条文を載せておりますので、ご確認ください。以上の内容から、北塩原村空き家バンクに登録された空き家に付随した農地を限定とした別段面積（下限面積）を0.1a（10㎡）とすることについてご審議いただきたいと思います。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で別段面積（下限面積）の設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

0.1aというのはだいぶ小さい面積だけど、そんな小さなところで何ができるのかというところもあるけど。今後、空き家に付随した農地で申請があがってくる予定はあるの。

○事務局

現在1件、企画室の方に相談があったそうです。

○3番、岩田多吉委員

白河市は1㎡からにしているんだな。これはやっぱり都会だからか。

○6番、遠藤俊一委員

そういうこともあるべな。全部の農地が該当するようにしているんだべ。

○事務局

当村の場合は喜多方市や猪苗代町、耶麻管内の近隣市町村に合わせて、とりあえずは10㎡からにしました。

○6番、遠藤俊一委員

10㎡より小さい農地なんて、ほとんどない。

○事務局長

今のままでは、北山の方は3反ないと農地を取得することができないわけですが、それを緩和して、空き家に付随した農地という条件付きで10aまで引き下げて、少しでも農地を荒らさないようにしてもらえればと、それが1番の目的になります。ですので、本格的に農業を始めたいという人よりは、北塩原村に移住して家庭菜園くらいはやりたいという人向けになると思います。

○3番、岩田多吉委員

いいんじゃないの。

○議長

他にご意見、ご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。別段面積（下限面積）の設定につきましては、北塩原村空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が指定した農地に限り、設定面積を0.1a（10㎡）とすることについて、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。以上で別段面積（下限面積）の設定について終了いたします。

○議長

続いて、2点目の協議事項に移ります。「令和3年度農業施策に関する要望事項の検討について」事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。協議事項の2点目、令和3年度農業施策に関する要望事項の検討について説明いたします。一般社団法人福島県農業会議より県知事や県選出国會議員等に対する要望活動等を実施するにあたって、農業委員及び農地利用最適化推進委

員の意見を集約して報告するよう要請がありましてので、組織検討を行うものでございます。はじめに、20ページから21ページをご覧ください。要望事項を検討するにあたっての留意事項を参考として載せております。こちらの資料は委員の皆さんに事前に配布しておりますので、1度は目を通していただいていると思いますが、令和2年3月末に今後10年間の農政の方向性を示す新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。それに伴いまして検討すべき項目については20ページの3番にありますとおり、検討する内容は基本計画の項目を基本としまして、特に農業委員会組織に関わりの深い項目を中心に検討することとされております。具体的な項目については、次の21ページをご覧ください。□で囲われているところとなりますが、①東日本大震災等からの復旧・復興と防災・減災対策について、②担い手の育成・確保対策について、③担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保対策について、④需要構造の変化に対応した生産対策について、⑤中山間地域対策について、⑥グローバルマーケットへの対応について、⑦農業委員会活動に関することについて、⑧その他（新型コロナ対策等）についての全部で8項目となります。16ページから19ページに事務局案を載せております。内容については委員の皆さんに事前に配布させていただいており、各自ご検討いただいていると思いますので、ここでは割愛させていただきます。農業を取り巻く課題や農業委員会の活動のあり方について、各自ご意見やご要望、追加点等をあげていただきまして、農業委員会の意見として提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で、令和3年度農業施策に関する要望事項の検討についての朗読及び説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和3年度農業施策に関する要望事項の検討について終了するとともに、協議内容の通り、福島県農業会議へ要望報告書を提出することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。
事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の22ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、大字北山字〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及

び面積等につきましては、北山字〇〇４２３２番、登記は畑、現況は原野、面積６５５㎡の１筆でございます。３、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。４、非農地化した経過については、昭和６０年代頃までは賃借権を設定し耕作してもらっていたが、その後は申請地の農地を借りる方がいなくなり、労働力不足もあって約３０年以上前から耕作しなくなり、原野化してしまったとのごさいました。５、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約３０年以上耕作されておらず、原野と判断しました。また、申請人は高齢で農業に従事していないため、今後も畑として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の蓮沼喜久雄委員、岩田多吉委員、星源嗣委員、奥川維之委員の４名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、２３ページに申請地位置図、２４ページに申請箇所図、２５～２６ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和２年６月１９日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第１号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、５番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○５番、蓮沼喜久雄委員

はい、今ほど事務局から説明があったとおり、会長、岩田委員、奥川委員、事務局と現地を確認してきました。あとは代理人の〇〇〇さんにも立ち会っていただきました。現況は写真で見ただけであれば分かると思いますが、太い木が何本もあり、雑草も背丈以上になっていてとても農業ができるような状態ではありませんでした。申請人も高齢で息子さんも農業はやっていない方ですので、今後も畑として活用することは困難と判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、３番、岩田多吉委員より補足等があれば意見をお願いいたします。

○３番、岩田多吉委員

蓮沼委員が言ったとおりであります。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、奥川維之委員より推進委員としての意見があればお願いいたします。

○推進委員、奥川維之委員

いえ、同じ意見です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号は中川博之委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。中川博之委員は退席してください。

(中川博之委員 退席)

○議長

それでは、議案第2号、「買受適格証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の27ページをご覧ください。議案第2号、買受適格証明について、説明いたします。次の買受適格証明申請について、意見を求めるものでございます。それでは初めに、買受適格証明について説明させていただきます。農地の競売や公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第33条により定められております。これは農地を取得できない者が最高価格買受人になることを未然に防ぐものであり、農地法の許可見込みがある場合にのみ、買受適格証明が交付されることとなります。今回は福島地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございますが、土地が農地の場合は、競売物件であっても落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせまして、適格証明の申請人が許可条件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。それでは議案の説明をさせていただきます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字下吉字〇〇の方でございます。2、競売を受けようとする土地の所在等については、下吉字〇〇11番、地目は田、面積は2,892㎡、同じく下吉字〇〇12番、地目は田、面積は3,205㎡、下吉字〇〇13番、地目は田、面積は

3, 3 4 3 m²の3筆、面積の合計は9, 4 4 0 m²でございます。なお、こちらの農地は以前から農地法第3条による賃借権設定により、〇〇〇さんが耕作をしている田んぼでございます。

3、証明を求める理由は、福島地方裁判所の競売に参加し、当該地の取得により、経営規模の維持・拡大を図るためでございます。4、申請人の耕作及び所有の状況等につきましては、記載のとおりでございますが、経営状況、農機具等の所有状況、農作業従事日数等から農地法第3条の許可要件は満たしているため、適格であるものと考えられます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、28ページに申請地位置図、29ページに申請箇所図を載せておりますので、ご確認願います。また、買受適格証明書の交付を受けた方、今回の場合は、〇〇〇さんが最高価格で落札者となり、今回の申請と同じ内容で農地法第3条の許可申請書を提出した場合は、農林水産省通知によりまして、事務処理の迅速化を図るため、再度総会での審議を行わず、会長専決にて許可書の交付をすることとなりますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

先週の土曜日、13日の夕方ですが、〇〇〇さんの自宅にお伺いしてこの申請内容を確認して参りました。申請箇所図を見ていただければ分かると思いますが、ここは関柴分と北塩原分の境になってまして、申請地の北側の3枚の田んぼは〇〇〇さん所有地で、本年も作付けされております。そして競売に関する3枚の田んぼについては、今年は競売に出されたということで作付けはされておりましたが、従来は〇〇〇さんが農地法の許可を得て耕作しておりましたので、今回この農地を買受した場合も何の問題もなく耕作していけるものと判断し、買受適格証明書に関しては大丈夫だと判断いたしました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○5番、蓮沼喜久雄委員

北山の田んぼの相場はどれくらいなの。

○事務局

競売等と関係のない、普通の売買ですと10a当たり50万円くらいかと。

○推進委員、安部嘉久委員

北山だと事務局の言うとおり1反50万だべな。最近は。

○6番、遠藤俊一委員

〇〇〇さんはまだ村にいるの。

○議長

現在は転出されて喜多方市在住だったと思います。

○議長

他にご意見、ご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、買受適格証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。審議が終了いたしましたので、中川博之委員の入室を許可します。

(中川博之委員 入室)

○議長

続いて、議案第3号は蓮沼喜久雄委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。蓮沼喜久雄委員は退席してください。

(蓮沼喜久雄委員 退席)

○議長

それでは、議案第3号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第3号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の30ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、設定人（貸付人）は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、被設定人（借受人）は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、北山字〇〇23番1、地目は畑、面積は1,054㎡、北山字〇〇25番、地目は畑、面積は939㎡の2筆、面積の合計は1,993㎡でございます。3、権利を設定しようとする事由については、設定人としましては、低生産地・労力不足のため。被設定人としましては、経営規模の拡大のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、使用貸借による権利の設定。権利の設定時期は、令和2年7月。権利の存続

期間は、令和2年7月1日から令和22年6月30日までの20年間。果樹を栽培したいとのことで、長めの設定期間を設けているとのことでございます。土地の対価は、無償でございます。なお、今回は使用貸借権の設定になりますので、農地法第3条の賃借権の設定とは違って権利の存続期間が自動更新されることはなく、また、存続期間内であっても、借受人の方の死亡によって契約は終了します。続いて5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、31ページから32ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第3号、番号1番の使用貸借権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。6月の15日、〇〇〇さん宅にお邪魔しましたが留守でお会いすることができなかったのですが、その日の夜に電話して〇〇〇さんといろいろお話しいたしました。最初は20年という長い期間に戸惑いはあったようですが、自分で耕作することはできないので、荒らすよりは〇〇〇さんに耕作していただいた方がいいと思い、今回、元々使っていない農地だったということもあり無償で貸すことにしたようです。その後、〇〇〇さんにも20年も耕作できるのか確認しましたが、本人は大丈夫だということでしたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○推進委員、安部嘉久委員

20年も何を作るの。

○3番、岩田多吉委員

この場所は、農地としてはあまりいい状態ではないということで、果樹をやってみようと考えているようです。果樹なので、借りる期間も長くしたと。あと、20年という長い期間なので、お子さんたちは今回のことを知っているのか〇〇〇さんに確認したところ、知っていますとのことでした。

○議長

その他、何かご質問等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の使用貸借権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の33ページをご覧ください。議案第3号、2件目の使用貸借権設定について説明いたします。番号2番、1. 申請当事者の氏名等について、設定人（貸付人）は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、被設定人（借受人）は、1番と同じく〇〇〇さんでございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、北山字〇〇26番、地目は畑、面積は1,092㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については、設定人としましては低生産地・労力不足のため。被設定人としましては、経営規模の拡大のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、使用貸借による権利の設定。権利の設定時期は、令和2年7月。権利の存続期間は、令和2年7月1日から令和22年6月30日までの20年間。土地の対価は、無償でございます。続いて5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、34ページから35ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第3号、番号2番の使用貸借権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

これも15日に確認してきました。〇〇〇さんも自分で耕作することはできないので、〇〇〇さんに管理していただけるだけでもありがたいということで、今回貸すこととしたそうです。20年間という期間についても息子さんとも相談しているそうなので、許可相当と判断

しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の使用貸借権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の36ページをご覧ください。議案第3号、3件目の使用貸借権設定について説明いたします。番号3番、1. 申請当事者の氏名等について、設定人（貸付人）は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字北山字〇〇の方、被設定人（借受人）は、同じく〇〇〇さんでございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、北山字〇〇27番、地目は畑、面積は1,068㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については、設定人としては、低生産地・労力不足のため。被設定人としては、経営規模の拡大のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は使用貸借による権利の設定。権利の設定時期は、令和2年7月。権利の存続期間は、令和2年7月1日から令和22年6月30日までの20年間。土地の対価は、無償でございます。続いて5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、37ページから38ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年6月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第3号、番号3番の使用貸借権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

6月15日に〇〇〇さんにお会いしてお話しを伺ってきました。自分も高齢なので20年という期間には不安もあったようですが、いつでも解約できるということなので安心して貸すことを決めたそうです。しばらく荒らしていた農地なので、耕作してもらうことはありがたいということでした。そういったことから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の使用貸借権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、蓮沼喜久雄委員の入室を許可します。

(蓮沼喜久雄委員 入室)

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、先月も簡単に説明しましたが、北塩原村農業会社について、資料を基に説明させていただきます。

○事務局長

(北塩原村農業会社設立に関する概要等について説明)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ ⑩

議事録署名委員 4 番 _____ ⑩

議事録署名委員 5 番 _____ ⑩